

「共謀罪」法案は「人権侵害の疑念」

問題簡書 日本政府は回答を 特別報告者は国連正式機関



国際民主法律家協会執行委員
日本国際法律家協会副会長

菅本潤さん語る

国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏が、「共謀罪」法案に関してプライバシー権を制約するおそれがあるとの書簡を安倍晋三首相に送ったことについて、菅義偉官房長官は、「特別報告者という立場は独立した個人の資格で人権状況の調査報告を行う立場であり、国連の立場を反映するものではない」と述べました。

しかし、国連の特別報告

者は、国連の人権理事会が選出する正式の機関で、個人的な機関ではありません。43のテーマと13の国について特別に調査、報告をし、人権理事会に報告し審議するために必須の機関です。個人の資格に基づいて選出されるのは、各国や国連から独立した立場で公平に任務を遂行するためで、特別報告者は独立性を確保するために国連からも給料をもらわず、無給です。今回のように人権侵害

の恐れがある場合には、各国に書簡を送り、質問や調査をすることもできます。日本は人権理事会の理事国でもあり質問に答えるべきです。

日本政府は、昨年3月に、人権理事会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議について「北朝鮮における人権状況特別報告者」の報告書の勧告を踏まえたものと評価しています（外務省ホームページより）。政府に都合のいい場合には評価し、都合の悪い場合には、「個人の資格」にすぎない、というのは都合のいい二枚舌です。